

様式第2号（政務活動実施報告書）

2024年11月13日

井原市議会議長

三宅文雄様

井原市議会議員 西村 慎次郎

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	令和6年11月8日 10:00～13:00
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	京都市南区東九条西山王町1 京都 JA ビル 107 号室
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	議員の発言権と質問力向上セミナー ・議員が有する発言権と不穏当発言への取扱
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	別紙①のとおり
5. 活動内容	別紙①のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

別紙①



【研修概要】

【議員が有する発言権と不穏当発言の取り扱い】

講師：廣瀬 和彦 氏（株式会社廣瀬行政研究所）

1. 議員の発言権とその限界

（1）発言自由の原則

- ・議員が議会で誰からも拘束されずに自由に発言できることをいう
- ・会議原則：会議運営の積み重ねによって生じた共通のルール

（2）発言自由の原則の制約

- ・地方自治法132条

普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

- ・標準市議会会議規則151条

議員は、議会の品位を重んじなければならない。

（3）国会議員と地方議員の発言に対する保障の違い

- ・国会議員：憲法51条で免責特権あり
- ・地方議員：憲法・地方自治法ともに規定なし

2. 議員に認められている主な発言の種類

◎質問：一般行政について疑義と意見を述べる

◎質疑：議案に関する疑義を述べる

◎討論：賛成又は反対の理由を述べる

◎議事進行上の発言：議事進行上の問題について発言通告書の提出をせず、議長に対し質疑や注意をしたり、又は希望を述べるための発言をいう

◎一身上の弁明：議員の身分に関する重要事件について、その内容等について自己の立場について説明することを議長に申し出ること

◎議員間討議：テーマや議案等について議員間で意見等を述べ、その意見等の中から異なる意見である論点を抽出し、当該論点について自治体全体の利益を踏まえて議員間で互譲できる部分について互譲し、合意形成の拡大を諮るもの。

3. 不穏当発言・不規則発言とその判断基準

（1）不穏当・不規則発言とは

◎不穏当発言：良識を有する者が発言しない発言

◎不規則発言：議長の許可に基づかない発言

（2）不穏当発言の判断は自治体によりさまざま

発言時における状況、議会の構成、それまでの議員としての発言状況などの様々な状況が絡み合って議会の自律権の一環として判断するので議会により判断は様々となり

法的には問題ないこととなる。

(3) 不規則発言

◎黙認される不規則発言

議会の審議を活性化する相槌や掛け声等による野次は場合によってその効用からある程度黙認される

◎問題となる不規則発言

明らかに発言の品位を欠いた特定の人格等に対する誹謗や中傷等の野次は許されない

(4) 不穏当発言の該当基準

◎無礼な発言

◎他人の私生活にわたる発言

◎発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言

◎基本的人権を侵害する発言（LGBT等）

(5) 発言の引用に当たっての留意

◎新聞や雑誌等の記事を引用して発言する場合（事実に基づいた発言となり法的には問題なし）

◎うわさや流説などの根拠が不明確な事項を引用する場合（事実に基づかないため問題）

4. 発言の取り消し

◎発言の取り消し：発言の趣旨の変更を伴うものをいう⇒議会の許可が必要

◎発言の訂正：原稿の読み間違いや見誤り等による発言に対する字句の変更をいう
⇒議長の許可で足りる

◎会議規則第65条

発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(1) 発言取消方法

◎発言者自身による発言の取り消し

◎法第129条第1項に基づく議長の秩序維持権による取消命令又は取消留保の宣告

◎他の議員による発言取消を要求する動議

※発言取消留保宣告

議長が議員の発言が不穏当発言かどうか直ちに判断が付きがたいものについて、後刻速記を確認して必要に応じて発言を取り消すことができる宣告

⇒必ずしも取り消すとは限らない。また、会期中に発言取消留保宣告をすれば、閉会中においても適宜議長において留保宣告に基づく発言取消命令を出すことが可能

(2) 議長・委員長の不穏当発言に対する対応

◎議事運営における対応：発言の取り消しにより対応

◎会議録における取り扱い：配布用会議録に記載する必要はない

◎秩序違反としての対応：侮辱に対する処分要求又は懲罰による対応

(3) 発言取消命令が行える期間

議長の発言取消命令は、会議において現に存する混乱の危機を回避し、議場の秩序を維持するために、いわば緊急避難的な措置として、これを認めているものであり、その発動はそのような事由が現に存している場合、すなわち、当該会議中においてでなければならない。

(4) 閉会中における発言取消

閉会中における継続審査中の委員会において、不穏当発言がなされた場合、当該発言を行った日に発言取消申し出が必要。

5. 不穏当な言動に対する議会の対処手法

◎地方自治法133条による侮辱に対する処分要求

◎地方自治法134条による懲罰

◎刑事または民事による訴訟

6. 議員の発言に対する法的責任

◎正当な職務行為による発言に対する責任

◎違法な職務行為による責任

【所感】

本日の研修を通じて、議員の発言権に関する非常に重要なポイントを体系的に教えていただき、議会運営の実務における具体的な課題とその解決策を学びました。

自由な発言が民主主義の根幹を成すものの、その自由には地方自治法や会議規則による制約があることが強調されています。

不穏当発言や不規則発言の意味合いは理解できましたが、不穏当発言の判断は、議会ごとでさまざまとのことで、議会運営における秩序と品位の保持が重要であることがうかがえました。

議会での議員の発言に対する理解と秩序ある議会運営の推進に役立てていきたいと思えます。